

2025年 3 月



MOWCAP登録ガイドライン

ユネスコ「世界の記憶」 アジア太平洋地域登録プロセス (仮訳)

凡例

- ・ 原文において、大文字で開始している用語は固有名詞と整理し、人名以外は原則として「 」でとじている。また、斜体で示される書名も「 」でとじている。
- ・ 原文において、太字、斜体で表現されているものは、(書名を除き) 訳文でも太字、斜体で表現している。
- ・ 原文の () は訳文でも () としている。
- ・ 読みやすさを優先し、必要と考えた場合には意識している。また、明らかに原文にない語句を補って訳出した箇所や、原語を示した場所は、〔 〕で示している。

目次は最終ページを参照。

A. 経緯

「『世界の記憶 (MoW)』事業にかかる一般指針」〔(以下「一般指針」という。)]〕は、「世界の記憶」アジア太平洋地域登録 (以下「MOWCAP地域登録」という。) への〔登録〕プロセスを形成する範囲を示すものである。よって、一般指針に書かれた原則がMOWCAP地域登録に適用される。

- 1 MOWCAPは、MOWCAP地域登録への登録を承認する権威である¹。
- 2 MOWCAPは、特定の地域差を設定することが要求されない限りは、可能な限り一般指針に準拠して実施する。
- 3 MOWCAPビューローは、以下に概説される登録プロセスのいかなる部分についても、必要な文言の修正及び期限を決定する権限を有する。
- 4 MOWCAP地域登録の〔審査にかかる〕基準は、国際登録の基準と同一であるが、重要性は世界的ではなく、地域的 (アジア太平洋地域) な範囲で設定される。

¹ 「一般指針」の第 7.1 項「国際登録、地域登録、国内登録」を参照のこと

- 5 MOWCAP地域登録を管理するプロセスと体制は、可能な限り国際登録簿と同様のものとする。

B. プロセス

- 1 MOWCAPは独自の登録小委員会（以下「RSC」という。）を設置している。RSCは申請を評価し、MOWCAP総会に対して「登録」または「却下」の勧告を行う。
- 2 申請は、（ユネスコ加盟国の代表である）関連する国内委員会（国内委員会がない場合には、ユネスコとの連携を担当する政府関連組織（MoWナショナル・コミッティが存在する際には、関連するMoWナショナル・コミッティを含む。）を通じて提出するか、MOWCAP事務局長（MOWCAPnominations@gmail.com）に電子的に直接提出しなければならない。関連機関の最新の連絡先については、ユネスコバンコク事務所の情報コミュニケーション局（<mailto:ci.bgk@unesco.org>）に電子メールを送信してください。事務局長は、申請の受領を電子メールで確認する。
- 3 MOWCAP地域登録への申請については、RSCの業務を支えるMOWCAP事務局長が募集を行い、〔申請を〕受理する。
- 4 MOWCAP地域登録への登録は、予期せぬ事態により〔実施が〕現実的でない場合を除き、2年ごとに行われる。
- 5 募集の呼びかけにあたっては、呼びかけから少なくとも4ヶ月後となる提出期限と、申請が満たすべき選考基準を示すものとする。

C. 国際登録、地域登録、国内登録

- 1 「世界の記憶」事業は、ユネスコ加盟国が記録遺産を保存することを支援するために設立された。記録遺産の保存の必要性に関心を集める手助けとして、3種類の登録制度がある。国際登録は1995年に設立され、1997年に最初の登録が行われている。国際登録への申請は2年に1度のサイクルで募集され、決定される。時が経つにつれ、MoWリージョナル及びナショナル・コミッティがそれぞれ登録制度を設置し、その数は順調に増えている。登録制度は、記録遺産のショーケースとしての役割を果たし、その明白な重要性和象徴性によって意思決定者だけでなく一般市民の関心を集め、〔記録遺産に対する様々な〕必要性へのより大きな注意喚起をするものとなっている。登録された記録物は、等しく重要な〔多くの〕記録物のごく一部を代表しているにすぎないが、記録遺産の保存とアクセス容易性という一般的な理想を、身近で具体的なものにする。

- 2 全ての登録簿のための選考基準は、国際登録が定める基準に基づくが、それぞれにおける言葉の使い方は、地域や国の特殊性を反映して異なってもよい。登録簿は、それぞれの地理的な範囲や、登録された記録遺産の影響が国際的、地域的、又は国内的な重要性を持っているかどうか、また、記録物やコレクションが人々やコミュニティに対して持つ価値や意義を示す期間などによって、異なるものとなる。
- 3 全ての「世界の記憶」登録制度は自律的に運営され、それぞれのスケジュールにおいて実施される。全ての登録〔された記録物〕は、ユネスコの観点において等しく重要である。世界の記録遺産は非常に膨大且つ複雑なものであり、単一の登録制度では扱いきれず、機能しない。〔国際、地域、国内の〕3つの登録制度というアプローチは、単一の国際登録だけでは不可能であろう方法において、地域や国の専門性を、申請された記録物の評価に適用できるようにするものである。特定の記録物またはコレクションが〔それぞれの〕登録の選択基準を満たす場合、複数の登録制度に登録される場合がある。
- 4 それぞれの登録制度では、選考を通過した〔記録物の〕申請者は、登録されたことを示す正式な認定書が送られる。公式な認定書の授与は、認定書を受け取った機関及びユネスコ双方の利益をもたらす、注目度の高いメディアイベントとなる可能性がある。公式認定書は手渡し又は郵送のいずれかによって授与される。これは、登録された記録物と登録の瞬間の両方を広報する機会となる。
- 5 登録された記録遺産の所有者及び管理者は、登録の状況を発表し、登録された記録物へ一般市民の注目を集めることが推奨される。多くの記憶機関は選ばれた記録物を一般に公開してきた。いつでもアクセスできるように、記録物をデジタル化したり、ウェブサイト及びソーシャルメディアを通じて認知度の向上に努めたり、商品として複製品を販売したり、コミュニティ、国や地域にとっての重要性をより詳しく説明するため、記録物の歴史や解説書を出版してきた。
- 6 「世界の記憶」ロゴは、「世界の記憶」のMoWリージョナル及びナショナル・コミッティ、登録された記録物を所有する機関が、ユネスコと関連があることを示せるようにするものである。これは記録遺産の普及や保護にかかる活動の広報や、登録簿への登録を強調する際に役立てることが可能である。ただし、その使用は、MoWウェブサイトで購入できる「ロゴの使用に関する指針」において定められた規定に従うものとする。ユネスコは、ロゴを使用する条件を決定しており、不正使用又は違反行為があった場合には、使用の中止を要請することができる。
- 7 MoWナショナル・コミッティ及び登録された記録物の所有者については、「世界の記憶」ロゴの使用申請を、ユネスコ国内委員会（ユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの関係を担当する関連政府機関）を通じて、〔ユネスコ〕「世界の記憶」事務局に対し申請するこ

とが可能である。このロゴは、象徴的な絵柄であり、その同心円が様々な記録物の形式、並びに記憶の普及及び保存を表すものとして解釈できる。円の切れ目は、失われた記憶や行方しれずの記憶を表している。

- 8 MOWCAPは、登録されたアジア太平洋地域の記録遺産リストを管理・公開する。

D. 受領可能性審査

下記の一覧の記録物は、RSCが、申請を審査に付さないとみなす場合がある。

- 1 現代の政治的指導者や政党に関する記録物：通常、これらの記録物は、それぞれのMoWナショナル・コミッティの決定に従うことにより、国内登録がふさわしいと思われるものであるが、公平で客観的である必要性—そしてそう見えることの必要性—は、全てのMoWナショナル・コミッティが運用されている現在の政治的状況と矛盾する可能性がある。MoW登録制度は政治的党派性のいかなる非難の対象にもならないようにするべきである。
- 2 国の憲法や類似の記録物：これらはその影響が、通常は関係する国内に限定されるものであるため、MoW国内登録にふさわしい候補案件となるものである。ただし、例えば他国の憲法のモデルとしての役割を果たしたり、そののちに普遍的に受け入れられている原則の先駆的な存在であったりするなど、明らかにアジア太平洋地域や各準地域において幅広い地理的に広範な影響を及ぼした記録物は、例外となる場合がある。
- 3 機関が所蔵する全ての記録物の申請：コレクション、資料群、又はそれらの集合物の申請は歓迎するが、ある記憶機関が所蔵する全ての所蔵資料の申請は、認められる可能性が低い。ただし、同じ機関に存在する資料に偶然の一致を超えた、重要性、統一性及び一貫性がある場合は、この限りではない。
- 4 著しく損傷した記録物であり、その記録物の内容や特徴が損なわれ、修復の余地がないもの。
- 5 曖昧な記述の申請や、〔明確な開始日及び終了日がないような〕完結していない申請は、受け付けない。
- 6 国連憲章及びユネスコ憲章の目的や原則に反する問題や考え方を助長する記録物や、人権の否定を推進し、ヘイトスピーチを助長し、人種差別若しくは差別的レトリックを助長するような記録物。

E.登録にあたる選考基準

一貫した基準を使用することで、より正確な分析が可能となり、それぞれの記録物またはコレクションの固有の特徴と意味を解明することに役立つ。評価の際には全ての基準が考慮されるが、全てがその資料やコレクションに関連しているわけではなく、1つ以上の基準が適用されたり、基準が相互に関連したりしている場合がある。当該記録物が重要であることを正当化するために、全ての基準を適用させる証拠をそろえる必要はない。実際、ある記録物が、その比較基準を考慮することで明確化され、1つの主要な基準のみで非常に重要であると判断される場合がある。基準は、記録物またはコレクションがどうして重要であるか、また、なぜ重要であるかを説明することを促すツールである。それらは、検討中の資料やコレクションの種類によって、意味合いが異なる。

以下の基準が、評価プロセス全体をとおして、全ての申請に適用される。

- 1 **評価は比較評価、及び相対評価である。** 文化的重要性の絶対的な尺度はない。登録にあたる審査は、選考基準及び本「一般指針」の全体的な趣旨に照らし、並びに、登録された記録物及び不登録となった記録物などの過去に申請された案件との関連において、当該記録遺産自体の価値を評価した結果、決定される。
- 2 **真正性と完全性** これらの基準は、その記録遺産が見た目どおりであるかどうかを見るものである。「真正性」とは、实在、真実、正真正銘のものであり、オリジナルから損なわれていない性質のことである。その同一性や出所は信頼できる形で確立されてきたか？複製、模造、偽造、偽記録物又は偽情報は、最前を尽くしても、本物と間違ってしまう可能性がある。

また、記録物にとっての「完全性」とは、まとまりの総体であり、かつ全てが揃っている性質のことである。記録遺産の一部が別のどこかに保管されていて、この申請案件に含まれていないのではないか？全てが同じ時代のもの、あるいは、失われた部分がより新しい複製物に置き換えられていないか？それは原本か？もし原本でないなら、知られている最も古い時代のものか？その遺産の何パーセントが元の状態のまま残存しているのか？

これは、対象となる記録物の性質によって、複雑な問題となりうる。視聴覚媒体や電子ファイル、手書き原稿など、一部の記録物は、同じ又は異なる古さ、完全性又は保存状態の様々なバージョンとして存在する場合がある。

F. 地域的重要性

MOWCAPは、記録遺産が以下の3つの基準のうち1つ以上に合致した場合、地域的重要性を持ち合わせた記録遺産であると考え。申請者はこれらの基準のうち1つ以上に該当する旨、説明す

ること。1 件の申請に対して必ずしも全ての基準を適用させる必要はない。関連するもののみを選択すること。

歴史的重要性 当該記録遺産は、アジア・太平洋地域全体、あるいは中央・南・東南・東アジアやメラネシア、ミクロネシア、ポリネシア、オーストラレイジアのような〔それぞれの〕準地域内の歴史に関連して、何を伝えるものか。

例えば、以下に関するものか。

- 政治的あるいは経済的發展、又は社会的あるいは精神的運動
- アジア太平洋地域史における著名な人物
- 世界を変えた重要な出来事
- 時代、出来事、人に関連する特定の場所
- 唯一の現象
- 特筆すべき伝統的慣習
- 国家間、コミュニティ間に展開した関係性
- 生活様式や文化様式の変化
- 歴史における転換点、あるいは極めて重要な発明
- 芸術、文学、科学、技術、スポーツ、その他生活や文化に関する卓越した事例

形式やスタイルにおける重要性 重要性は時に当該記録遺産の物理的特徴に由来する。

例えば、ある記録物が手書きの原稿やタイプ打ちの紙媒体の記録という点では特別なものではなくとも、注目に値するような様式的質の高さや〔特定の〕人物とのかかわりを持っている場合がある。記録遺産における他の形式で言うと、革新的な質、芸術性の高さ、又は注目すべき特質を示す場合がある。例えば、以下のようなものである。

- 当該記録遺産が、同種のタイプのものでは特に優れた例
- 審美的、あるいは職人技術において顕著な質を持ちあわせたもの
- 新規の、また通常みられない媒体
- 現在では使用されなくなったり別の媒体に取って代わられたりした記録物の形式の例

社会的、コミュニティ的、あるいは精神的重要性 特定の既存コミュニティに付随する記録遺産が、明らかに重要である場合もある。例えば、ある共同体（あるいはその共同体の特定の部分、氏族、部族、家族等）が、愛すべき（あるいは恐れられたり嫌われたりした）祖先、精神的指導者、聖人、預言者、指導者の遺産や、特定の事件、出来事、場所に強く関連している場合がある。多くの場合、口伝えまたは文字に書かれた記録や物語は、コミュニティにおける歴史の証人であり、道徳的な教訓や伝統を体現していると見なされる。したがって、コミュニティは、このような記録遺産を保存し、何世代にもわたって受け継ぐ特別な義務があると考えられるかもしれな

い。申請書には、申請された資料が何を表しているか、また、このような精神的つながりがどのように表現されているかにかかる情報を記載する必要がある。先住民族や少数民族、社会的弱者の集団からの申請を奨励・促進するため、特別な配慮がなされるべきである。

G. 相対的基準

MOWCAPは記録遺産そのものが持つ特性について、更なる情報を必要とする。

比較分析：申請者は、国際、地域、国内いずれの「世界の記憶」登録簿に登録されているかどうかに関わらず、それぞれのレベルで申請する案件と類似の事例を探し、またそれらとの比較を試みる責任がある。

申請者は、申請する案件を比較するための基本的なこととして、MOWCAP及びMoW両方のWebサイトを参照したうえで、登録されている記録物の申請書、及びまだ登録されていない他の類似の記録物と申請する案件を比較する必要がある。

この比較分析は、申請する記録物やコレクションと他の記録物との類似点と相違点を概説し、また（該当する場合は）国内的、地域的、さらには国際的な文脈における重要性を説明しながら、申請する記録物やコレクションが際立ったものである理由を示す必要がある。

唯一性、あるいは希少性：記録物又はコレクションは、独自のもの（その種のもので作成された唯一のもの）あるいは希少なもの（多数製作された中の現存する数少ないもの）か？この質は一定の詳細さが必要となるだろう。コレクションや原稿、その他の記録物は、希少なものであったとしても必ずしも独自のものであるとは限らない。他にも同一ではないが似たようなコレクションや記録物があるかもしれない。

H. ジェンダー

ジェンダー平等は、ユネスコの2つの世界的な優先事項のうちの1つである。申請する記録遺産に、もしジェンダーに関連するなんらかの特別な側面があれば、それを詳しく記述し、申請する記録遺産が、アジア太平洋地域における女性や少女の人生について何を伝えているか、また、この地域の女性の人生や少女、あるいはジェンダー平等にどのような影響があったかを説明すること。なお、アジア太平洋地域における「世界の記憶」のジェンダー平等にかかる基準調査の詳細については、以下を参照のこと。

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000372840>

これまでの登録の好事例としては、女性によって創られた記録遺産（2024年にMOWCAP登録簿に登録された「スルターナの夢（ロキヤ S ホセイン著、バングラデシュ）」や、1997年に国際登録

簿に登録された「1893年の女性参政権に関する請願書」や、2022年にMOWCAP登録簿に登録された韓国の「内房歌辞」や、女性や少女の生活の改善を証明する記録物（2022年にMOWCAP登録簿に登録された中国の「初期大生紡績工場アーカイブズ」）や、女性や少女の貢献を承認する記録物（2024年にMOWCAP登録簿に登録された「デルゲ印刷所に保管されている印刷用版木（中国）」や、2022年にMOWCAP登録簿に登録された韓国の「泰安半島重油流出のアーカイブ」）等が含まれる。

I. 重要性の説明

申請者は、申請に重要性の記述を含めなければならない。この申請の重要な部分は、主要な比較基準、真正性と完全性の分析、及び、（登録簿に記載されているかどうかにかかわらず、）他の記録物またはコレクションとの比較に基づいて行われた、要点の概略である。なお、関連があれば、ジェンダーにかかる知見を含めること。

以下のことを説明すること：

- ・なぜ当該記録遺産が世界の記憶にとって重要であり、その損失が人類の遺産の貧しさを招くことになるのか。
- ・国家や地域の境界を越えた生活や文化に対し、一正であれ負であれ一どのような影響を与えているか／与えたか。

J. 保護と管理

あらゆる登録制度における決定は、主にその重要性の評価に基づいており、申請の時点における〔管理される〕場所や管理〔の状況〕の評価には基づかない。

しかし、申請者は、申請する記録遺産の保護と管理について、以下のような情報をMOWCAPに提供することが重要である。

状態：記録物の状態は、それ自体が重要性を証明するものではない場合があるが、登録の適正には関わる。劣化が相当程度進んでいる記録物は、その内容や特性が、修復できない状態まで損なわれている場合、登録にはふさわしくない場合がある。逆に、記録物の状態はよくても、保存環境が悪かったり安全性の低い状態で管理されていたりすると、リスクがある場合がある。当該記録物やコレクションの性質によっては、申請書に現在のリスクにかかる認識や修復の必要性の詳細を十分に記載する必要がある。登録された場合は、現在の状況や保管にあたっての安全性をモニタリングする基準が示されることとなる。

脅威：存在が脅かされる状態にあるか？（すでに〔セキュリティ対策が〕導入されている場合でも、安全な状態を維持するには警戒が必要である）。（保全の必要性は、登録の障壁ではありません。

この情報は、そのような保全の支援を見つけるのに役立つ可能性がある。)

管理計画：記録遺産の重要性が反映された計画があり、その保存と利用のための適切な戦略があるか。

K. 申請書の提出の形式

MOWCAPウェブサイトから入手可能な申請様式に示されている、それぞれの説明は、本「登録プロセス」の一部を構成するものである。

- 1 記録遺産は、公立機関の所有であっても、民間の所有であってもよい。
- 2 申請は、(ユネスコ加盟国の代表である) 関連する国内委員会 (国内委員会がない場合には、ユネスコとの連携を担当する政府関連組織 (MoWナショナル・コミッティが存在する際には、関連するMoWナショナル・コミッティを含む。)) を通じて提出するか、MOWCAP事務局長 (MOWCAPnominations@gmail.com) に電子的に直接提出しなければならない。関連機関の最新の連絡先については、ユネスコバンコク事務所の情報コミュニケーション局 (<mailto:ci.bgk@unesco.org>) に電子メールを送信してください。事務局長は、推薦の受領を電子メールで確認する。

これは、「世界の記憶」の国際登録及び地域登録双方への全ての申請における以前の要件からの変更点であることに留意すること。サポートレターは必須ではないが、強く推奨する。

- 3 実務上の理由から、申請は2年に一度のサイクルにおいて1か国あたり3件までに制限する。3件を上回る申請があった際は、関連するMoWナショナル・コミッティ又はユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関に対して、3件に絞ることと、〔その3件を〕選択した理由を求めることとなる。
- 4 コレクションや〔記録の〕集合体が所有者／管理者の間で分かれているために、異なる加盟国間で2団体又はそれ以上の申請者による共同申請が行われる場合がある。そのような申請では、〔1国あたりで申請できる〕案件の数や、申請に加わる共同申請者の数に制限はない。アジア太平洋地域以外の申請者でも、アジア太平洋地域の1か国以上〔に所在する〕申請者との共同により、申請に参加することができる。

共同申請の場合、**申請は、申請者〔の国〕の** (ユネスコ加盟国の代表である) **ユネスコ国内委員会からのサポートレターを添えて、MOWCAP事務局長に提出しなければならない。** ユネ

スコ国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連するMoWナショナル・コミッティからのサポートレターを添えるものとする。

- 5 **管理者** 申請者が所有者／管理者でない場合、所有者／管理者が申請について同意している必要がある。所有者／管理者が同意を保留している場合は、申請者はその理由を説明しなければならない。
- 6 申請できる記録遺産の種類については、具体的な制限がある場合がある。これについては、「D. 受領可能性審査」に詳細がある。
- 7 **目録や登録された内容の記述** 申請された図書又はアーカイブズ・コレクション、記録群は、明確な開始日と終了日のある、完結したものでなければならない。それらがあいまいに記載されていたり、完結していない申請案件は受け付けない。〔受領可能な申請の〕典型的な事例としては、保存箱や保管場所に関する番号、記録物の分量や内容に関するデータベースによって特定される、記録群又は目録化されたコレクションである。目録や登録された内容の記述が膨大である場合は、例となる目録の項目、受入・登録番号又はその他の詳細を付録として付したものを提出すること。
- 8 **追加の複製物や類似の異本** 記録遺産が、複数の複製物〔写本〕や類似の異本〔バージョン〕の形で存在する場合は、特定の複製物〔写本〕等を申請するのではなく、「作品〔work〕」として申請すること。特定の状況においては、当該複製物を既存の登録に追加する形で申請を行う場合もあり得る（本件の詳細は後述の「O. MOWCAP登録簿に既に登録された記録物への追加」の項目を参照のこと）。
- 9 **簡潔性** 申請書の内容は包括的であるべきだが、必要以上に長くすべきではない。申請書類は量ではなく、質において評価される。長さについての決まりはないが、通常は長くともA4サイズ20ページ程度で十分である。
- 10 **画像** 必要な場合は、写真、リスト、画像若しくは電子ファイルなどを、附録資料として付けてもよい。これらは、RSCやMOWCAPの評価において非常に役立つものである。大きなファイルは、申請者にとってもMOWCAP事務局長にとっても取り扱いが難しいため、申請時に提出する電子ファイルは適度なサイズにとどめること。申請〔資料〕の一部として動画ファイルや非常に容量の大きいファイルを提出する場合は、事前にMOWCAP事務局長に連絡すること（mowcapnominations@gmail.com）。
- 11 **著作権とクリエイティブ・コモンズの状況** 画像を提供することにより、「世界の記憶」を促進する目的で、MOWCAP及びユネスコがニュースレターやウェブサイトなどで画像を使用することに同意したこととなる。教育、研究、文化の分野で提案された記録物の認知度を高め

るために、画像にクリエイティブ・コモンズCC-BY-SAライセンスを帰属させることを推奨する。このメカニズムにより、画像はその所有者に帰属することが保証され、画像の所有者の権利が保護される。MOWCAPおよびユネスコが広報目的で画像を使用することを望まない場合(例えば、コミュニティの伝統や慣習によって許可されていない場合。)は、このフォームに明記すること。

- 12 **客観性** 全ての申請は、その長所を生かして申請される。申請は、事実に基づき、公平かつ客観的な言葉で記載すること。大げさな主張や証明できない主張、若しくは誰かの名誉を傷つけるような表現、政治的宣伝又は極論的な言葉遣いは非生産的であり、評価を困難にする。他の歴史的出来事との類似性を示すなど、解釈を加えるようなことも、有益ではない。このような申請は、修正にかかるRSCの助言に基づきMOWCAP事務局長によって、申請者に差し戻されることがある。申請者は、中立かつ客観的な立場で言葉遣いには慎重にすること。

- 12 **アクセス容易性** アクセス制限は、以下に明示的に記載する必要がある(例えば、事前の許可が必要な場合や、コミュニティの伝統や慣習によって一般的なアクセスが許可されていない場合など)。申請者は、〔保管されている〕現地やインターネット上など、現実的に可能な形で、記録遺産を一般にアクセスしやすくすることが推奨される。これは登録にあたっての前提条件ではないが、アクセスの提供は「世界の記憶」事業の目的であり、評価の過程において明らかに役立つものである。

- 13 **法的な事柄** 記録遺産の保存に対して施行されている法的及び行政上の権限の詳細を提供する。申請書のMOWCAPウェブサイトへの掲載又は登録簿への登録は、MOWCAPやユネスコ事務局に対しいかなる法的義務又は財務的義務を負わせるものではない。所有権、管理権又は資料の使用についても、正式には何ら影響を与えない。また、所有者、管理者又は政府に対し、いかなる制限や責任をも課すものではない。同様に、ユネスコやMOWCAPに対しても、資料の保存、管理、アクセスの提供に必要なリソースを提供する責任を課すものではない。しかしながら、申請は、登録された記録遺産の所有者／管理者が、その保存やアクセスの提供を実行する責任があることを意味している。

先住民/コミュニティの知識、口承文学、オーラルヒストリーの所有者と伝統的な実践者に感謝するようにしてください。

L. 申請の提出とMOWCAPによるプロセス

申請は、MOWCAP申請様式に電子的に記入し、事務局長宛(mowcapnominations@gmail.com)に電子メールによって送付しなければならない。

- 1 〔申請が〕受理されると、事務局長は以下のプロセスを開始する。

- 2 それぞれの申請を記録し、申請者に確かに受領したことを連絡する。
- 3 内容と付随する書類を確認し、不備があった場合、事務局長は直ちに申請者に連絡を取り、申請者から補足の情報または修正された情報を、定められた期限内に提出するよう求める。すべての重要な情報が揃うまで、その後のプロセスは開始されない。
- 4 前述の「D. 受領可能性」に記載されるとおり、すべてが揃った申請はRSCに送られ、そこで受領可能性に関する判断を仰ぐ。受領可能とされた場合、（下記「M. MOWCAP登録小委員会による申請の評価」に説明されるとおり）RSCは〔申請を〕評価と勧告〔のプロセス〕へと進める。
- 5 RSCの不受理に関する決定は、ビューローに通知する。
- 6 RSCが評価〔プロセスに進めるものとして〕受理した申請のタイトルと概要は、MOWCAPのウェブサイトに掲載される。この概要は、申請様式の第2項に記載されている情報に基づくものとする。受理された申請については、（MOWCAP事務局（mowcapnominations@gmail.com）へメールによる）求めに応じて、全文が提供される）。
- 7 RSCの報告には、申請が〔受領可能性審査において〕審査に付す申請に該当しないと判断した理由についての説明や正当性が記載される。このRSCの報告は、MOWCAP総会の議事録の一部として公開される。
- 8 受理された申請を掲載した〔ウェブサイト上の〕リストに対するコメントは、MoWナショナル・コミッティや国内委員会、又は関心のあるいかなる個人や組織からも募集され、通常は少なくとも3か月間の定められた期限内にMOWCAP事務局長に提出される。

（a）〔現行の登録サイクルにおける申請を〕支持したり、（b）関連する〔申請書に書かれている以外の〕他の情報を提供したり、（c）現行の〔登録サイクルにおける〕申請の側面に関する懸念事項にかかるコメントは、個人や団体からMOWCAP事務局長に送付してもよい。例えば、コメントの送付者は申請された案件にかかる補足情報を提供したいと考えているのかもしれない。受け取ったコメントは全て、RSCの議長に直ちに伝えられ、RSCが評価過程において考慮するものとする。

このコメントプロセスは、第N項に示される問題案件にかかるプロセスの下での異議申し立てからは完全に区別されることに留意すること。問題案件にかかるプロセスは、1か国あるいは1か国以上の加盟国間での公式の異議申し立ての状態である。このことを考慮すると、MOWCAP構成員は、事務局長の仲介による当事者間の非公式対話も含め、まずこのコメン

ト手段を利用することで、より円滑に、そして友好的に懸念事項を解決し得るかどうかを検討することが推奨される。このような非公式の解決策を促進するため、異議申し立ては、コメント提出期限の終了後においてのみ提出することができる。

- 9 〔事務局長は〕RSCに代わって、申請者とのやり取りを行う。これには、追加情報の要請や言葉の修正、受領可能性に関する判断、コメントプロセスにおいて提出された予備的な懸念、RSCからの予備評価及び最終評価にかかる勧告が含まれる。異議申し立ての際には、異議申し立て者と申請者間のやり取りは、ユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連するMoWナショナル・コミッティにも同報される。
- 10 〔事務局長は〕申請におけるやり取りのうち、全ての主要な過程に関するについて、MOWCAPビューロー及び関連する国内委員会（あるいは同等の〔機関〕）に、簡潔にまとめて報告する。報告には、受領可能性に関する判断、懸念事項の表明、RSCの勧告及び（継続中及び既に解決した）異議申し立てが含まれる。
- 11 申請者の要請があれば、MOWCAP総会で登録を決定する投票が行われるまでの間、いつでも申請を撤回することができる。

〔RSCは、〕2年に一度の〔MOWCAP〕総会に先立ち、評価したすべての申請の登録の可否に関する勧告を、MOWCAPに提出する。

- 12 MOWCAP総会での投票後、MOWCAPの決定は申請者に通知され、登録となった申請をメディアに発表するよう助言がなされる。また、関連するユネスコ国内委員会にも助言が行われる。国内委員会がない場合は、ユネスコとの連携を担当する関連政府機関、また存在する場合は、関連するMoWナショナル・コミッティに対しての助言となる。新たに登録された記録遺産を含めるため、MOWCAP登録簿とウェブサイトを更新する。

M. MOWCAP登録小委員会による申請の評価

- 1 第L節に言及されるとおり、事務局長は、地域登録への申請の〔登録〕プロセスを管理する。このプロセスには、必要に応じ、申請者にさらなる情報を求めるほか、問い合わせへの対応、申請の受理期限の設定や、その他登録プロセス中の申請を適時に処理するための適切な調整を行うことが含まれる。これらの管理上の調整は、MOWCAPのウェブサイトに掲載される。RSCは、以下に示されるプロセスを考慮し、すべての申請案件を平等に扱うものとする。
- 2 〔登録〕プロセスの一環として、RSCは事務局長と協議の上、審査に付されない記録物のリ

スト（「D. 受領可能性審査」参照）を念頭に、各申請の受領可能性を決定する。

- 3 特定の申請を審査に付すかどうかに関するRSCの決定は確定的なものであり、MOWCAP事務局長から申請者に伝えられる。決定は理由を付してMOWCAPビューローに報告され、RSC議長からMOWCAP総会にて報告される。
- 4 RSCは、申請に対する評価を担当する。各申請を徹底的に調査し、MOWCAP地域登録への追加、却下、仮登録、再提出について、MOWCAPに合理的で文書化した勧告を提出する役割を担う。
- 5 RSCは、各申請について、必要な場合は適切な情報源から専門的な評価と助言を求め、既に登録されている資料を含めた類似の記録遺産との比較を行う。RSCは通常、アジア太平洋地域の歴史、社会経済、政治、文化、文学等の分野のバックグラウンドをもつ専門家の助言を求め、また、申請者が提案した専門家に加えて、関連団体や専門家NGOに相談する場合もある。
- 6 諮問を受けた専門家は、助言を提出する際には、申請が選考基準を満たすか否かについて意見を求められる。また、MOWCAP総会への勧告を確定する前に、さらに注意を払う必要のある法的または管理的な問題を特定するよう求められることもある。
- 7 RSCは、勧告にあたって、諮問した専門家の助言やその他の助言を考慮する。申請者は、MOWCAP総会で〔登録を決定する〕投票が行われる前に、〔RSCが下した〕評価についてコメントする機会が与えられる。
- 8 〔MOWCAP〕総会では、当該登録サイクルで審査されたすべての申請について、RSCによる勧告を検討し、MOWCAP構成員は信任された代表者によって、それぞれ1票を投じるものとする。

MOWCAP総会におけるRSC議長の報告には、決定や勧告、それぞれの申請についての登録または却下の理由、及び付すべきコメントが含まれる。この報告には、RSCが審査に付されないと判断した申請や、申請者が提出後、〔MOWCAP総会での登録／却下を決定する〕投票前に取り下げた申請も含まれる。

N. 問題案件にかかるプロセス

- 1 新たに改訂された〔ユネスコの〕「一般指針」（第8.6項）では、（特定の申請に直接的な利害関係を持つ）当事国が、「技術的」な理由（申請の受領可能性や選考基準）または「その他の〔非

技術的な)」理由で、当該申請に異議を申し立てることができる「問題案件にかかるプロセス」が新たに導入された。

- 2 この「問題案件にかかるプロセス」は、上記第L節で説明されるように、個人、組織、加盟国から制限なく募集される申請に関するコメントに加えて、それとは全く別に、当事者である加盟国のための可能性として、MOWCAP地域登録への申請にも導入される。
- 3 このMOWCAPにおける問題案件にかかるプロセスは、MOWCAPの地域的な体制を考慮しつつも、国際登録における問題案件プロセスと整合性を保つよう設計されている。例えば、MOWCAP総会とビューローは、大まかに、国際登録における〔ユネスコ〕執行委員会と国際諮問委員会の役割を、〔アジア太平洋〕地域における文脈で担っている。**この問題案件にかかるプロセスが、1か国以上の加盟国間での正式な異議申し立ての状況にあることを考えると、MOWCAPメンバーは、抱えている懸念について、第L項に記載されているコメントを最初に利用することで、よりスムーズかつ友好的な解決を検討することを推奨する。したがって、異議申し立ての提出期間は、コメントの提出期間と同程度とし、加盟国は、現在の登録サイクル内での異議申し立ての解決の可能性を促進するために、異議申し立て期間のできる限り早い時期に異議申し立てを提出するよう求められる。**
- 4 申請は、技術的事項または非技術的事項において異議申し立てを受けることがある。異議申し立ての内容によって、誰が異議申し立てを行うことができるのか、また問題解決のためにどのようなプロセスを取るかが決まる。
- 5 関係する加盟国による異議申し立ては、異議申し立てする明確な理由を記載し、申請のどの部分または側面が争われているかについて具体的に言及した上で、適切な書式でMOWCAP事務局長に提出しなければならない。
- 6 異議申し立ては、MOWCAP 事務局が割り当てた期間（通常は 60 日間）内にのみ提出できる。この期間は、タイトルと推薦の要約が MOWCAP Webサイトに掲載されてからパブリックコメントが許可された期間に続くものとする。事務局長は、争いがある場合には、事務局とRSC議長に通知し、指名者にその問題を知らせるものとする。
- 7 申請に対する異議申し立て、異議申し立ての継続または取り下げを表明する。所定の期間を過ぎても、当該加盟国からMOWCAP事務局長から通知された日から、申請者は30日以内（加盟国の要請により最大90日間まで延長可能）に回答を行う。異議申し立てを行った加盟国は、申請者からの回答を受け取った日から30日以内に回答がなければ、異議申し立ては取り下げられたものとみなされる。

(a) 技術的事項による異議申し立て

- 申請は、第D節に規定される審査に付されない申請のリストや第E節に規定された登録基準に関連して、加盟国又は（適切な場合は）他の関係者によって問題が提起された場合、技術的事項に基づいた異議申し立てを受ける。このような異議申し立ては、いかなる個人または団体でも、加盟国を通じ、〔その代表である〕ユネスコ国内委員会を用いて表明することができる。ユネスコ国内委員会が存在しない場合は、ユネスコとの関係を担当する関連政府機関、また存在する場合は関連するMoWナショナル・コミッティを用いて表明することとなる。
- RSCは、選考基準と受領可能性審査に基づき申請を速やかに審査し、異議申し立てにおいて提起された問題点について、申請者がどのように対処し、相互に納得できる解決策を見出すことができるか、技術的助言を提供する。すべての当事者がRSCの助言によって合意した場合、申請は、異議申し立てを受けなかったものとして、RSCによる審査プロセスに戻る。当事者が納得しない場合、RSCからの最終的な助言を受けてから30日以内に、当事者は下記第(b)項に示す手続きを経て、非技術的事項において異議申し立てを行うことができる。

(b) 非技術的事項における異議申し立て

- 非技術的事項における異議申し立ては、当事者となるユネスコ加盟国（すなわち、特定の申請に直接の利害関係を持つ国）が、上記第(a)項に設定される受領可能性審査と登録基準から外れる問題においてのみ、行うことができるものである。

申請案件が非技術的事項において、1か国以上の当事者となる加盟国から正式に異議申し立てを受けると、RSCによる案件の専門家評価が行われる。この評価結果は、関係者がRSCの評価が異議申し立ての解決に役立ったと合意しない限り、誰にも公表されない。この案件の〔登録〕サイクルにおけるさらなるプロセスは、関係する当事者が開始する対話プロセスの結果がでるまでは留め置かれることになる。

- いずれの当事者も提案された評価プロセスに満足しない場合、その当事者は仲介者／対話の促進者を交えた対話プロセスに加わる用意があることを示す、さらなる書面をMOWCAP事務局長に提出することができる。この場合は、ユネスコバンコク事務所が推薦する仲介者／促進者を通じた対話メカニズムが自動的に発動される。この調停者／促進者によるプロセスにかかる費用は、当事者が負担するか、この目的のために任意で拠出されるものとする。
- 〔MOWCAP〕事務局長は、他のビューローの構成員に直ちに通知し、評価とその後のすべてのステップを保留し、対話プロセスの結果次第で案件を処理するよう、RSCに指示する。
- ユネスコバンコク事務所は、MOWCAP事務局長から仲介者付きの対話プロセスに関する書

面による要請を受けてから3ヶ月から6ヶ月の期間内に、関係する当事者と協議の上、関係する当事者が合意した仲介者／促進者を推薦し、この仲介者は、誠実に、国家間の理解と協力の精神をもって、期間に制限を設けない、真の対話プロセスに関与するものとする。

- 対話の結果を予断することはできないが、当事者となる加盟国は、「2015年勧告」の精神に則り、「平和を促進し、並びに自由、民主主義、人権及び尊厳を尊重するため、より深い理解及び対話のための知識の共有を促進するための記録遺産の重要性を強調する」当該対話を行うことが期待されている。

調停／仲裁の対話プロセスが進行している間は、申請案件はMOWCAP事務局長が「保留中の申請」の名称で機密保持し、当事者、事務局、RSC議長のみが当該案件にアクセスできるものとする。案件のタイトルと、案件の〔対話の〕ステータスに関する簡潔かつ事実に基づいた概要文が、MOWCAPのウェブサイト上で公開される。

- 進行中の対話とその結果に関する簡単な報告は、〔MOWCAP〕総会ごとになされるRSCの報告書に含まれるものとする。
- MOWCAP事務局長が、異議申し立てが解決されたことを関係者に報告した後、当該申請案件は進行中のサイクルで優先的に審査プロセスに戻されることになる。

O. MOWCAP登録簿に既に登録された記録物への追加

- 1 前述（「F. 申請書の提出の形式」）のように、個々の記録物が複数の複製物や異本の形で存在する場合、申請に採用された特定の複製物だけでなく、知的実体である「作品」そのものに関係することになる。もし、同等の完全性と時代性を持つ複製物がその後確認された場合、既存の登録への追加が提起できる。
- 2 同じ仕組みは、不完全であることが判明した登録コレクションの場合にも適用される。例えば、コレクションが複数の機関にまたがって所蔵されており、さらなる部分が後に確認された場合などである。さらに、登録されたコレクションが段階的に増加した場合、登録コレクションの特性や属性を変更しない限りにおいて、既存の登録を更新する場合もある。
- 3 また、MOWCAP地域登録においても動的なボーン・デジタルの資料を保存するため、オリジナルの登録記録物に対し、〔データの〕アップデートが必要になる場合がある。
- 4 これら全てのケースにおいて、所有者／管理者、MOWCAP総会、ビューロー、またはMOWCAP事務局長によって、追加にかかるプロセスが開始されうる。RSCに割り当てられる付随する

作業には、以下のことが含まれる。

- 既存の申請を見直し、特定の事例に適した真正性、独自性、完全性、希少性の基準を確立する。
 - 提案された事例や、所有者/管理者、また関連する管理計画を特定する。
 - 現在登録されている記録物が引き続き選考基準を満たすかどうかを見直しながら、既存の登録に事例を追加するための準備を行う。
- 5 MOWCAP事務局長は、次いで関連する所有者／管理者に連絡を取り、登録に当該複製物を追加する同意を得る。
 - 6 追加の提案には、MOWCAPが作成する簡易版の申請様式が使用され、ウェブサイト上で公開される。それ以降は、2年ごとの申請受付に必要な期限及びその他のプロセスが適用され、結果は新しい登録リストと同時に発表される。登録した記録物の所有者／管理者には「登録認定書」が授与される。

P. モニタリングと報告

MOWCAPは、国際登録の「一般指針」に最近追加された、登録記録物に関する定期的なモニタリングと報告のプロセスを導入する予定である。ビューローでは、このプロセスをどのように策定するかを議論し、将来の〔MOWCAP〕総会での採用に向けて提案する。

Q. MOWCAP地域登録からの削除

- 1 記録遺産は、劣化してしまった場合や、その完全性が損なわれ、登録の根拠となった選考基準をもはや満たさなくなった場合、MOWCAP地域登録から削除されることがある。また、新たな情報により登録の再評価が行われ、その非適格性が証明された場合にも、削除が正当化されることがある。
- 2 MOWCAP地域登録からの記録物の削除にかかる提案は、個人または組織(MOWCAPを含む)により、〔MOWCAP〕事務局長に書面による懸念を表明することで開始することができる。この問題は、調査及び報告のためにRSCに付託される。懸念が立証された場合、〔MOWCAP〕事務局長は申請者（連絡がつかない場合は他の適切な機関）に連絡し、回答を求める。RSCは回答とそれまでに集めた追加データを評価して、MOWCAPビューローまたは〔MOWCAP〕

総会に対して、削除、〔登録の〕維持、又は適切な是正措置のいずれかに関する勧告を行う。
MOWCAPが削除を決定した場合、〔懸念に対する〕回答を行った団体に通知される。

R. 失われた遺産、行方不明の遺産

- 1 記録遺産の大部分は失われたり、行方不明になったりしている。現在では見ることはできないこれらの遺産の公的な記録を作成することは、「世界の記憶」事業を文脈の中で位置づける重要な手段であり、失われ、散り散りになった記憶を仮想的に再構成する可能性への先駆けとなる。また、現存する遺産を特定し、保護するという課題に、緊急性と展望を与えるものである。
- 2 将来的には、「世界の記憶」アジア太平洋地域登録に、現存していれば登録の対象となったであろう失われた遺産や行方不明の遺産をリストアップするセクションを設けることが想定されている。失われた遺産とは、もはや現存しないことがわかっているもので、その崩壊や破壊が確実に記録されている、あるいは確実に推測できるものを指す。行方不明の遺産とは、現在の所在が不明であるが、すでに失われてしまったことが確認できないか、または信頼ある仮定ができない資料である。

登録プロセスのインデックス	
A 経緯	1
B プロセス	2
C 国際登録、地域登録、国内登録	2
D 受領可能性審査	4
E 登録にあたる選考基準	5
F 地域的重要性	5
G 相対的基準	7
H ジェンダー	7
I 重要性の説明	8
J 保護と管理	8
K 申請書の提出の形式	9
L 申請の提出とMOWCAPによるプロセス	11
M MOWCAP登録小委員会による申請の評価	13
N 問題案件にかかるプロセス	14
O MOWCAP登録簿に既に登録された記録物への追加	17
P モニタリングと報告	18
Q MOWCAP地域登録からの削除	18
R 失われた遺産、行方不明の遺産	19
	(了)